

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 22 年度 第 3 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 22 年 12 月 17 日 (金) 10 : 30 ~ 12 : 30

2. 開催場所 ニッショーホール 第 2 会議室

3. 出席者

理事 佐藤 登志郎、代田 久米雄、田辺 功、望月 正隆、安原 真人、
山田 勝士、内山 充

監事 三輪 亮寿、齊藤 勲

来賓 厚生労働省医薬食品局総務課 中井清人課長補佐

事務局 先崎 稔、大塚 文

4. 議題

第 1 号議案 認証事業実施要綱の一部改正に関する件

第 2 号議案 薬剤師生涯学習体制整備の基本方針設定に関する件

第 3 号議案 G13 学校法人医学アカデミーよりの認証申請に係る評価報告並びに
承認について

配布資料

(1) 認証事業実施要綱の一部改正に関する件

(2) 薬剤師生涯学習体制整備の基本方針設定に関する件

(3) G13 学校法人医学アカデミーよりの認証申請に係る評価報告並びに承認につ
いて

5. 開会

事務局より出席者の確認が行われた。理事総数 10 名中 7 名出席 3 名欠席、監事 2 名中 2 名出席により、定款第 30 条に基づき、会議は成立している旨報告した。

理事会規則第 5 条第 3 項に基づき、内山代表理事が議長となり議事次第に沿って議事を進めた。

はじめに内山代表理事より、次の通り開会の挨拶がなされた。当機構は、平成 22 年 7 月 1 日付で内閣府より「公益認定」を取得することができた。公益認定の審査の過程で、「公益認定等委員会」により、当機構の事業内容の全てを評価していただき公益性の高い事業であることが認められ、認定を受けることが出来た。今後は、薬剤師生涯学習の評価・認証を通じて、公益目的に恥じない事業運営に努めていきたい。

6. 議事概要

議長より、議事進行の都合上第3号議案の先議を提案し了承された。

第3号議案 G13 学校法人医学アカデミーより認証申請に係る評価報告並びに承認について

表記生涯学習認定制度の認証申請に対する、薬剤師認定制度委員による評価結果の総括報告（事前配布）について、山田認証担当理事より経過報告がなされた。

議長より本案について意見を求めたところ、全員異議なく了承され、承認された。

第1号議案 認証事業実施要綱の一部改正に関する件

議長より、上記要項の第2条第2項第2号の記載内容の変更（事前配布）について議長より改正の要点の説明があり、意見を求めたところ、提案のあった字句の一部を修正し、別紙のとおりとすることで全員異議なく了承され、承認された。

第2号議案 薬剤師生涯学習体制整備の基本方針設定に関する件について

議長より、これまで認証機構が行ってきた薬剤師の生涯学習に関する活動の根本的な考え方として、「生涯研修の基本条件」及び「望ましい生涯学習環境」（事前配布）が説明された。これを正式に当機構の理念として公表できるように、内容の機関決定が提案された。

役員から「文章が簡潔であるのを、より詳細に説明した方が分かりやすい」、「公表によって多くの異論が出ると思われる」あるいは「関係団体等の意向も予め聞いてはどうか」等の意見が出され、個人的な提唱（見解）として公表するほうが良いとの結論となり、承認に至らず、今後の検討事項とされた。

7. その他

監事より、本年度臨時社員総会の議事録の配布を求める意見が出され、事務局が急遽プリントして配布した。その内容について、理事から出席者数等について誤記のあることが指摘され、あらためて正確な議事録を作成し後日役員および社員に送付することを約した。

8. 閉会

以上の会議を終え、12:30に閉会した。

上記の決議を明確にするため、理事および監事がこれに署名、捺印する。

平成 22 年 12 月 17 日

代表理事 内 山 充 印

監 事 三 輪 亮 寿 印

監 事 齊 藤 勲 印

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
 認証事業実施要綱一部改正（案）

改 正 案	現 行
<p>② 特定領域認定制度（P）：薬剤師の職能を高めるために、生涯研修の中で焦点を絞って、特定の分野・領域について適切に計画された学習を修めた成果を認定する制度をいう。<u>実施母体の組織と運営、責任体制、必要な規程類、研修・認定の制度実施条件等については、前号の生涯研修プロバイダーに求められる要件と同等の要件を満たしていることを原則とする。</u></p>	<p>（目的） 第1条 省略 第2条 薬剤師に対する各種研修・認定制度等事業の実施母体は、「認定制度評価基準」に則り、この法人の認証を受けることができる。</p> <p>2 この法人が認証の対象とする認定制度の種類は以下の通りである。</p> <p>① 生涯研修認定制度（略号G）：薬剤師職能の向上を目的とする各種の研修（講義、実習、遠隔研修など）を企画、実施、及び評価し、成果に対して単位を給付する制度、及び、一定水準の生涯研修の記録に基づき成果の認定を行う制度をいう。実施母体を生涯研修プロバイダーと呼ぶ。</p> <p>② 特定領域認定制度（P）：薬剤師の職能を高めるために、生涯研修の中で焦点を絞って、特定の分野・領域について適切に計画された学習を修めた成果を認定する制度をいう。<u>実施母体は原則として生涯研修プロバイダーである。</u></p> <p>③ 専門薬剤師認定制度（S）：特定の疾患、診療領域あるいは特定患者領域を対象に、薬学的専門知識を生</p>

	<p>かして保健、医療(特にチーム医療)、福祉に貢献できる能力を保証し、専門薬剤師として認定を行う制度をいう。</p> <p>④ その他の薬剤師認定制度（E）：特定の能力・適性を持つ薬剤師を認定する制度で、上記の各制度に該当しないものをいう。</p> <p>第3条～第15条省略</p>
--	---